

令和3年度松江市いじめ相談電話ホットライン【相談受付状況】

生徒指導推進室

□令和3年度4月～3月の電話相談受付状況をまとめたものである。

①電話相談件数（コールのみを含む）

月	4～6月	7月	8月	9月	10～3月	合計
件数	0	2	0	1	0	3

<参考>令和2年の電話相談受付状況

月	7月	8月	9月	11月	2月	合計
件数	4	1	2	1	1	9

②相談内容

項目	いじめ	不登校	友達関係	学校関係	虐待	家庭問題	その他
件数	2	0	0	0	0	0	1

※いじめ2件（友人とのトラブル）

※その他1件は、無言（応答後18秒で切れる）

③相談対象者（校種等別）

種別	小学校	中学校	高校	保護者	一般	年齢不詳
人数	0	1	0	1	0	1

④相談対象（男女別）

種別	小学校	中学校	高校	保護者	一般	性別不詳
男性	0	0	0	0	0	1
女性	0	1	0	1	0	

⑤相談開始時間

種別	9:00～ 12:00	12:00～ 16:00	16:00～ 17:00	17:00～ 18:00	18:00～ 19:00	19:00～ 20:00
件数	1	0	2	0	0	0

⑥相談対応時間

種別	1分未満	1分～ 10分	10分～ 30分	30分～ 60分	60分～ 90分	90分～ 120分
件数	1	0	1	1	0	0

○松江市子ども・いじめ相談窓口（松江市いじめ相談ホットライン）設置要綱

（設置）

第1条 いじめや不登校など、児童生徒の生徒指導上の諸問題や諸課題の相談及び未然防止を図ることを目的に「松江市子ども・いじめ相談窓口（松江市いじめ相談ホットライン）」を松江市教育委員会事務局（生徒指導推進室）に設置する。

（対象者）

第2条 相談対象者は、原則として松江市に在住する小・中・高校生の児童・生徒及び保護者とする。

（相談員）

第3条 相談員は、教育及び教育相談、適応指導に関する知識及び経験を有している教育委員会事務局職員等をもって充てる。

（相談日）

第4条 相談窓口の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 相談窓口を開設しない日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの間

3 次のとおり、相談強化期間を実施する。

(1) 2学期、3学期の始業式前後の期間

(2) 開設時間は、午前9時から午後8時までとする。

（相談内容等）

第5条 相談内容等は、いじめ、不登校及び問題行動等に関する電話相談及び面接相談とする。

（相談対応等）

第6条 相談に対し、下記のとおり対応するものとする。

(1) 相談時における助言のほか、必要に応じて学校訪問を行う。

(2) 連絡、相談事項については、相談者等の意思を尊重し、必要に応じて家庭、学校、関係機関等と連携し適切に対応を行う。

（相談記録）

第7条 相談員は、相談を受け付けた時はその内容及び指導の経過について受理票（別記様式）に記録し、速やかに教育長に報告するものとする。

2 連絡、相談事項は受理票により生徒指導推進室の所定の場所に保管する。

3 連絡、相談事項は、学校及び関係機関への連絡・打合せ、研修会等で活用できるよう、内容の分析、整理をする。

（相談事項の処理）

第8条 連絡、相談事項を適切に処理するため、必要に応じて教育委員会事務局内で情報を共有し対応する。

2 緊急対応が必要と判断される場合は、次のとおりとする。

(1) 緊急対応組織は、教育長が招集する。

(2) 緊急対応組織は、副教育長、生徒指導推進室長及び生徒指導推進室指導主事、法務専門官等で構成し、対応を行う。

- 3 いじめ問題等の未然防止のための調査・研究・協議を教育委員会と学校が協議の上行う。
- 4 相談の状況については、「松江市いじめ問題対策連絡協議会」等へ報告し、いじめ防止対策を検討し、児童生徒を中心とする学校職員、PTA、自治会その他関係者が、積極的にいじめや不登校及び非行問題に取り組むよう協議・指導する。

(個人情報の取扱)

第9条 個人情報に関しては、松江市個人情報保護条例(平成17年松江市条例第15号)の規定に基づき実施機関が取り扱う個人情報であることを自覚し、厳正な取扱いをするものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和2年4月1日 一部改定

受理票(別記様式)